

明治学院大学私費外国人留学生授業料減免内規

2008年12月17日	国際交流委員会了承
2012年12月19日	大学評議会承認
2014年1月15日	大学評議会承認
2014年11月19日	大学評議会承認
2016年11月16日	大学評議会承認

(目的)

第1条 この内規は、[明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程](#)により、授業料減免が適正に行われることを目的とする。

(申請)

第2条 申請は、原則、毎年春学期の所定の期日に第4条に定められた申請書類を提出することにより行うことができる。春学期に給付が認められ、秋学期に申請する際には、春学期終了後の成績証明書および誓約書を提出することで秋学期の申請とみなす。春学期に資格を満たすことができず給付が認められなかった場合、秋学期に第4条に定められた書類の提出により申請することができる。

(資格)

第3条 授業料減免を受ける資格は下記の通りとする。

- (1) 申請時点において、日本での在留資格が「留学」であること。
ただし、在留資格が「留学」で、「更新」手続き中の場合は申請できる。
- (2) 当該学期を休学中でないこと。
- (3) 国費留学生でないこと。
- (4) 国際協力事業団、各国政府の奨学金を受給する国費留学生に準ずる留学生でないこと。
- (5) 学部学生（編入生を除く）は、各学年の学期ごとに定められた下記の単位数以上を取得していること。ただし、1学期終了前の場合、他の資格を満たしていれば授業料減免を受けることができる。

各学期終了時点で必要な取得単位数

1学期終了前*	0単位
1学期終了後	15単位
2学期終了後	30単位
3学期終了後	45単位
4学期終了後	60単位
5学期終了後	75単位
6学期終了後	90単位
7学期終了後	105単位

- ・休学の場合：休学した学期は終了学期に算入しない。
- ・再入学の場合：本学在籍期間の学期数の合計とする。

*1 学期終了前とは、新入生で本学での終了学期がなく、成績（単位）を取得したことがないことを示す。

(6) 学部の編入生は、編入後の学期ごとに定められた下記の単位数以上を取得していること。ただし、1 学期終了前の場合は、他の資格を満たしていれば授業料減免を受けることができる。

各学期終了時点で必要な取得単位数

1 学期終了前(*1)	0 単位
1 学期終了後	15 単位(*2)または 75 単位(*3)
2 学期終了後	30 単位(*2)または 90 単位(*3)
3 学期終了後	45 単位(*2)または 105 単位(*3)

- ・休学の場合：休学した学期は終了学期に算入しない。
- ・再入学の場合：本学在籍期間の学期数の合計とする。
- ・受給回数は編入した年から最長 4 学期間とする。

*1 1 学期終了前とは、本学での終了学期がなく、成績（単位）を取得したことがないことを示す。

*2 認定単位を換算しない、本学で取得した総単位

*3 認定単位を換算した総取得単位

(7) 大学院生は、通常の単位取得をしていること。

(8) 経済的に困難な状況であること。

原則として以下の基準による。

- ・仕送り（学納金を除く）が、平均月額 90,000 円以下であること。
- ・在日している扶養者がいる場合、その年収が 500 万円未満であること。

(9) 当該年度 5 月 1 日現在で、履修登録の未登録期間が、継続して 1 年以上となることが明らかかな者は除く。

(10) 学部学生は支給期間が 8 学期、大学院生は博士前期課程(修士課程) 4 学期、博士後期課程 6 学期を超えない範囲とする。

(11) 明治学院大学学生国際交流規程第 2 条で定められた国外派遣留学生でないこと。

(申請書類)

第 4 条 授業料減免を希望する学生は定められた期日までに下記の書類を提出するものとする。

- (1) 明治学院大学私費外国人留学生授業料減免申請書（所定用紙）
- (2) その他国際センターもしくは国際センター委員長が提出を求める書類

(給付)

第 5 条 第 4 条の申請書類を定められた期日までに提出し、第 3 条の資格を満たす場合は、授業料減免を受けることができる。なお、減免の給付は学期毎とする。したがって、第 3 条における受給資格の 5 に関しては毎学期確認を行う必要があるため、春学期に申請を行い給付が認められた場合でも、秋学期の給付は春学期終了時の取得単位数条件を満たしているかの確認により改めて決定する。

(減免額)

第6条 減免の対象は、授業料のみとし、減免額は明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程によるものとする。

(減免の取り消し)

第7条 減免対象者で、次の各号の一に該当するときは、減免の資格を取り消すことがある。すでに減免を受けている者には、減免された授業料を返還させることができる。

(1) 学則による懲戒処分を受けたとき

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき

(3) その他、減免を受給する者として不適格と認められたとき

2 取り消し、返還の可否および金額については、国際センター委員会で決定する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、国際センター委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付 則

1 2009年4月1日より施行する。

2 2013年4月1日より施行する。

3 2014年4月1日より施行する。

4 この内規は、2014年9月1日から施行する。(国際センター及び国際センター委員会の設置による。)

5 この内規は、2017年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第6条、第7条第2項の変更)